

都道府県労働局



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

【平成27年度版】



「労働行政」というフィールドで

あなたの力を発揮しませんか？

目次

■都道府県労働局の役割	1
■主な業務内容	2
■厚生労働省の組織について（概要）	7
■都道府県労働局の組織と所掌事務	8
■ハローワークの組織と所掌事務	9
■労働基準監督署の組織と所掌事務	9
■入省後について	10
■ハローワーク職員の1日	12
■先輩からのメッセージ	14
■採用後の処遇について（よくある質問）	16
■問い合わせ先	17

都道府県労働局の役割

都道府県労働局は、働く人のため、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うための、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合的労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと、広く接し、さまざまな相談に対応したり、課題を解決したりしています。

職業安定行政

すべての人々がその能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどの目的のため、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進の業務を行っています。

労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることなどのために、労働基準に関する法令や通達に定める措置などについて、行政指導等を行うことにより、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、長時間労働の抑制、労働災害の防止などを推進するとともに、労災保険制度の運営などの業務を行っています。

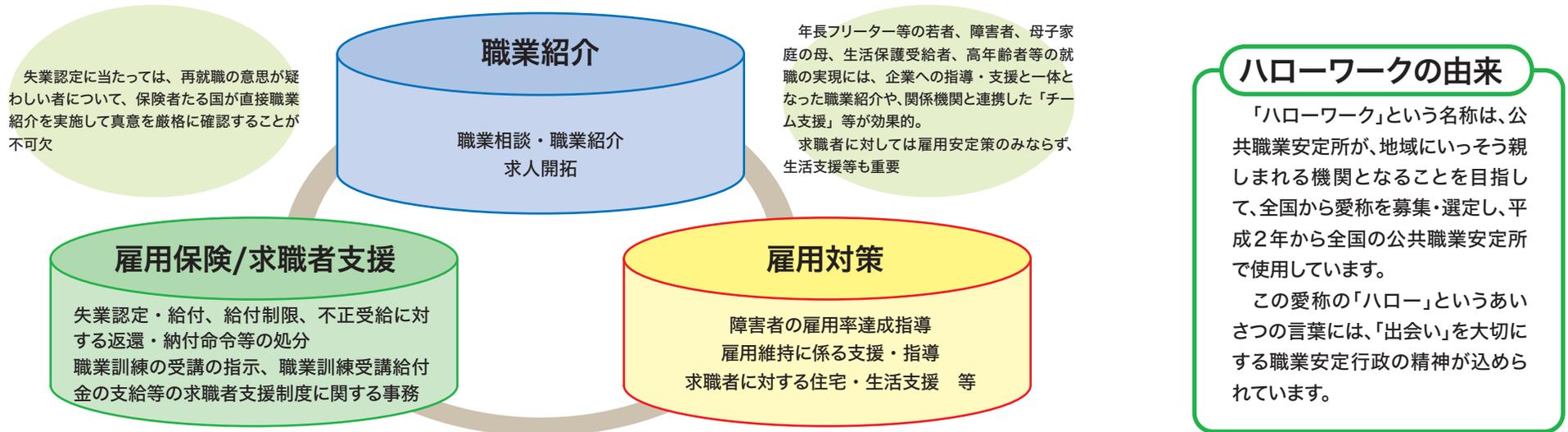
雇用均等行政

労働者が性別により差別されることなく、また、働く母親が母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することなどを目的として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、労働者が仕事と育児・介護を両立出来るようにするための環境整備、パートタイム労働者の公正な待遇の確保などの業務を行っています。

主な業務内容

職業安定行政に関する業務

就職を希望する全ての人を支援するため、職業紹介・雇用保険・求職者支援・雇用対策を一体的に実施することが重要です。これらの業務は、都道府県労働局の職業安定部とハローワークが担当しています。



ハローワークの業務

1 雇用保険に関する業務

① 失業者、在職者に対する業務

失業者に対しては、雇用保険の受給資格の決定や失業認定、失業給付の支給決定などの業務を行います。

また、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付の支給決定などの業務を行います。

② 事業主に対する業務

事業主に対しては、雇用保険の適用や雇用保険被保険者の資格の取得、喪失手続を行います。

雇用保険制度

雇用保険制度は、①労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進のために失業給付を行うとともに、②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための雇用安定事業・能力開発事業を行う雇用に関する総合的機能を有する制度です。

2 職業紹介に関する業務

① 求職者に対する相談、援助等

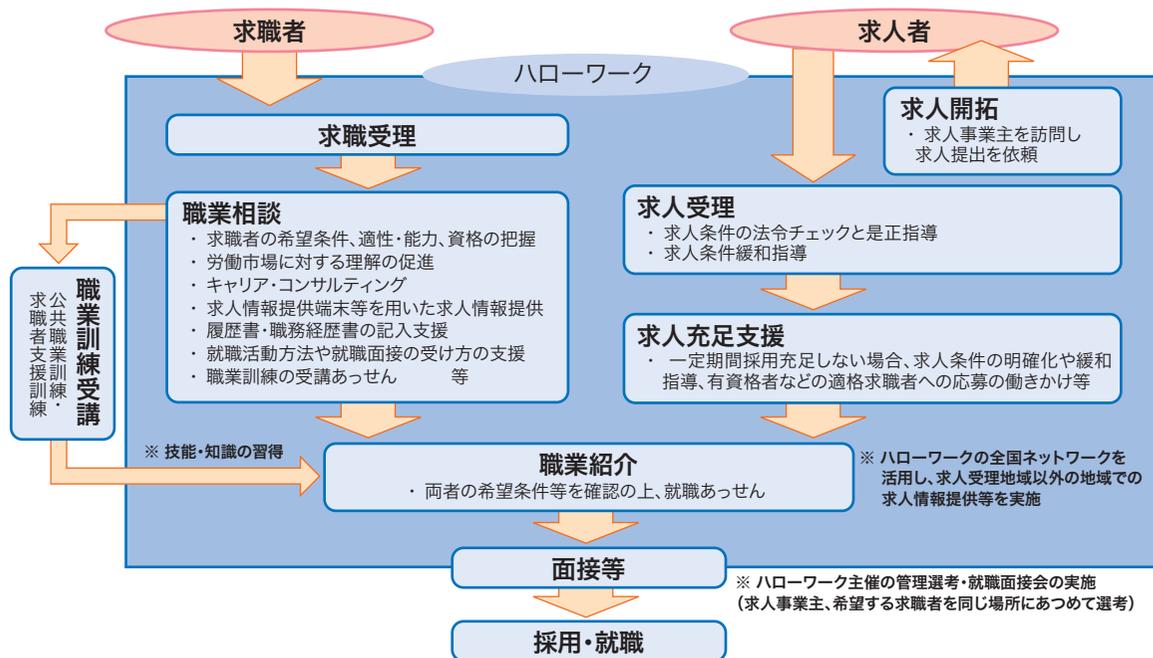
求職者に対しては、職業相談を通して、希望条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせんなどを行っています。

また、必要な場合は、キャリアコンサルティングや面接のトレーニングなどを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

② 求人者に対する相談、援助等

求人者（働く人を募集する事業主）に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金支給などの業務を行っています。

また、職員が自ら企業を訪問し、求人掘り起こしを行っています。この他、高年齢者や障害者、新規学卒などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。



このほか、学校卒業予定者や非正規雇用の若者、障害のある人、子育て中の人などへの就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など、さまざまな専門窓口を開設し、支援を実施しています。

労働基準行政に関する業務

労働者が健康で安心して働ける職場を作り、豊かでゆとりある生活が送れることを目指して、賃金支払いの確保など労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などに取り組むことが重要です。

これらの業務は、都道府県労働局の労働基準部と労働基準監督署が担当しています。

1. 労働条件の確保・改善

労働者にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その改善が図られることが重要です。

このため、労働基準監督官が、事業主に対し、労働基準関係法令で定められた基準を守るよう、必要な指導を行っています。また、重大または悪質な法違反に対しては、送検手続を行っています。

2. 最低賃金制度の適切な運営

労働の対価となる賃金。適切に支払わなければならないのはもちろん、賃金についても最低限のラインを守らなければなりません。国は、地域ごとに最低賃金法に基づく賃金の最低限度を定めており、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者の合意により定めたとしても、法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進しています。

4. 労働者の安全と健康の確保

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはなりません。

労働安全衛生法やガイドラインなどでは、労働者の安全と健康を守るための対策として、健康診断の実施、機械・設備の安全対策、化学物質を使用する際の換気装置の設置、メンタルヘルス対策など、様々な対策を事業者に求めています。

国は、こうした対策が行われるよう、事業場への立入指導、特に危険な作業に係る計画届の審査、危険な機械の検査などを行い、安全な職場の実現に向けて取り組んでいます。

5. 労災補償対策の推進

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等の事業等を行うことも重要です。

近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）を原因とする精神障害の労災請求が増加し、また、業務による過重負荷を原因とする脳・心臓疾患の労災請求も高水準で推移しています。このような労災請求事案についても、迅速・適正に保険給付を行うよう取り組んでいます。

雇用均等行政に関する業務

雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保、仕事と育児や家族の介護との両立ができる環境の整備、パートタイム労働者の待遇の改善などへ向けたさまざまな施策を推進するため、法律の周知・徹底、事業主に対する指導、労働者などからの相談受付、労働者と事業主との間の紛争解決援助などの業務を実施しています。

これらの業務は、都道府県労働局の雇用均等室が担当しています。

1. 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進などについての性差別や妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）を禁止しているほか、企業にセクシュアルハラスメント防止対策や母性健康管理措置を義務付けています。

また、女性の賃金が男性の約7割という現状に対し、「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」などの周知・啓発を行っています。さらに、企業で働く女性の割合は4割を超えましたが、「営業職や総合職は大半が男性」「管理職（課長級以上）に占める女性の割合は約1割」など、実際には依然として格差が残っています。これらを解消するため、企業への助言・情報提供や均等推進企業表彰などを通じて、女性の活躍の推進に向けた企業の自主的かつ積極的な取組「ポジティブ・アクション」の実施を促しています。



ポジティブ・アクション
普及促進のための
「きららマーク」

2. 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立は大きな課題です。男女とも育児・介護休業を取得しやすく、働きながら子育てや介護をしやすい環境が作られるよう、育児・介護休業制度の周知・徹底、企業への助成金支給、好事例集の普及、ファミリー・サポート・センターの設置促進に取り組んでいます。

また、労働者が仕事と家庭を両立するためには、企業の役割も重要です。「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し労働局へ届け出るよう義務付けています。また、計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定し、くるみんマークやプラチナくるみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。



くるみんマーク



プラチナくるみんマーク

3. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

パートタイム労働者は日本の経済活動に欠かせない存在ですが、待遇が必ずしも働き・貢献に見合っていない場合や、正社員への転換が難しい場合があります。これらを解消するため、パートタイム労働法によって、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を促しています。

また、短時間正社員制度の導入の推進や、職務評価の導入支援などを行っています。



短時間正社員制度の
イメージキャラクター
「ハーモ」と「モニー」

4. 在宅ワークの健全な発展のために

パソコンなどを活用し自宅で自営的に仕事を行う在宅ワークは、仕事と家庭の両立が可能な柔軟な働き方として広がっています。在宅ワークを安心して行うことができるよう、契約をめぐるトラブルを防止するための「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発や、在宅ワークに関する情報提供・相談対応を行っています。

都道府県労働局総務部門に関する業務

総務課に関する業務

多岐にわたる業務を担当する労働行政では、労働局の持つ能力（人事・組織・予算など）を最大限に有効に活用し、迅速かつ適正に処理することができるよう労働局内の各部門と協力することが重要です。

これらの業務は、都道府県労働局の総務部総務課が中心となり、労働局内の各部門、労働基準監督署、ハローワーク等と協力しながら推進しています。

個別労働紛争調整に関する業務

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）が増加傾向にあります。

こうした個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、施策を実施しています。

これらの業務は、都道府県労働局の総務部企画室と労働基準監督署が担当しています。

労働法制の普及等に関する業務

働いている人、これから働こうとしている人が働くにあたってのルール（法律や制度など）を知ることは、職業意識の向上や働く中でのトラブル防止のためにも重要であり、働くにあたってのルールや困った場合の相談先などについて周知を行っています。

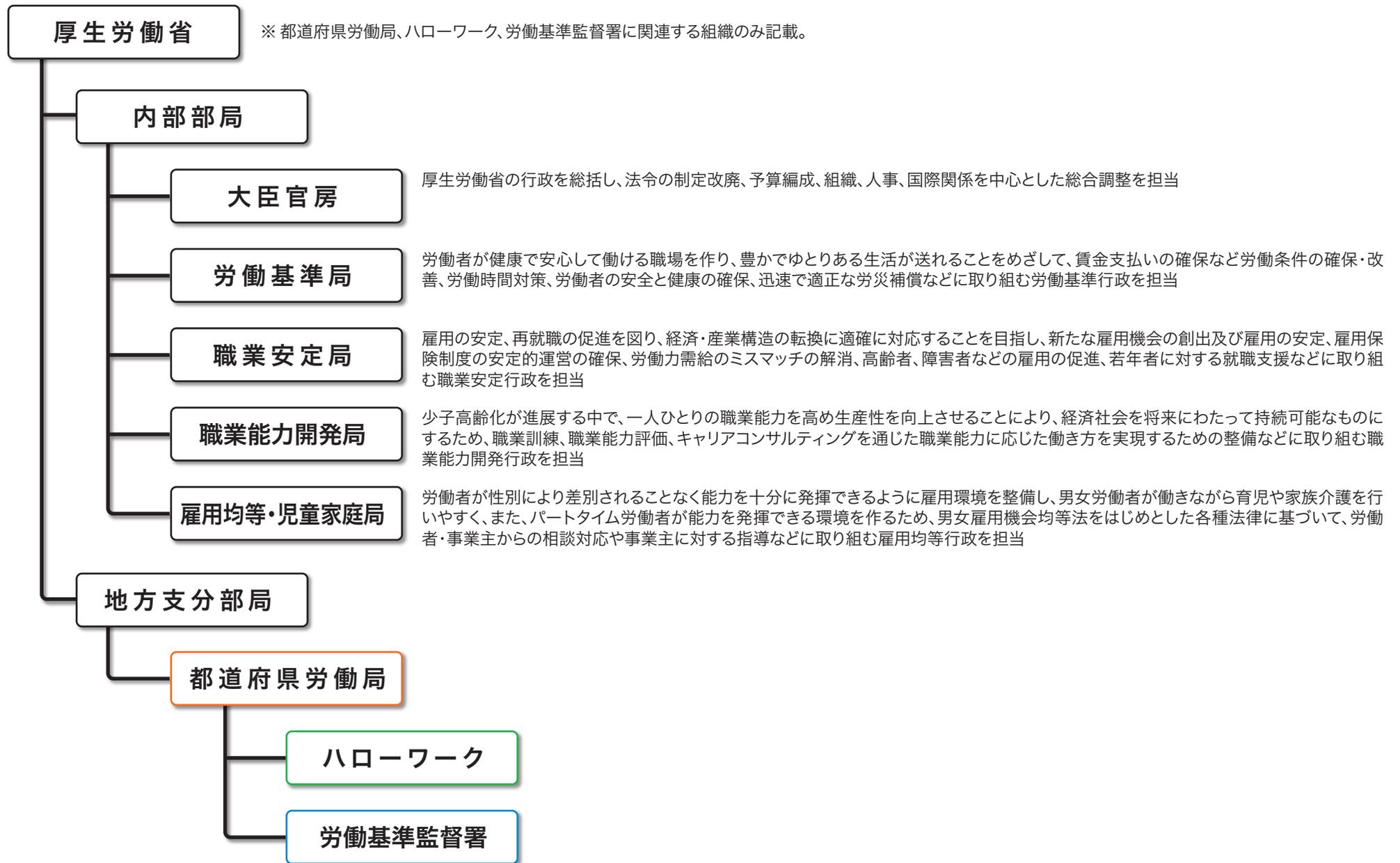
これらの業務は、都道府県労働局の総務部企画室が中心となり取り組んでいます。

労働保険適用徴収に関する業務

労働保険は、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称で、原則として、労働者を一人でも雇用する事業にはすべて適用されることになっています。徴収された労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付、社会復帰促進等事業、雇用安定事業、能力開発事業等を行う上での貴重な財源となっており、労災保険と雇用保険の適用と保険料徴収の事務は、大変重要な業務です。

これらの業務は都道府県労働局の総務部適用徴収課（室）と労働基準監督署・ハローワークが担当しています。

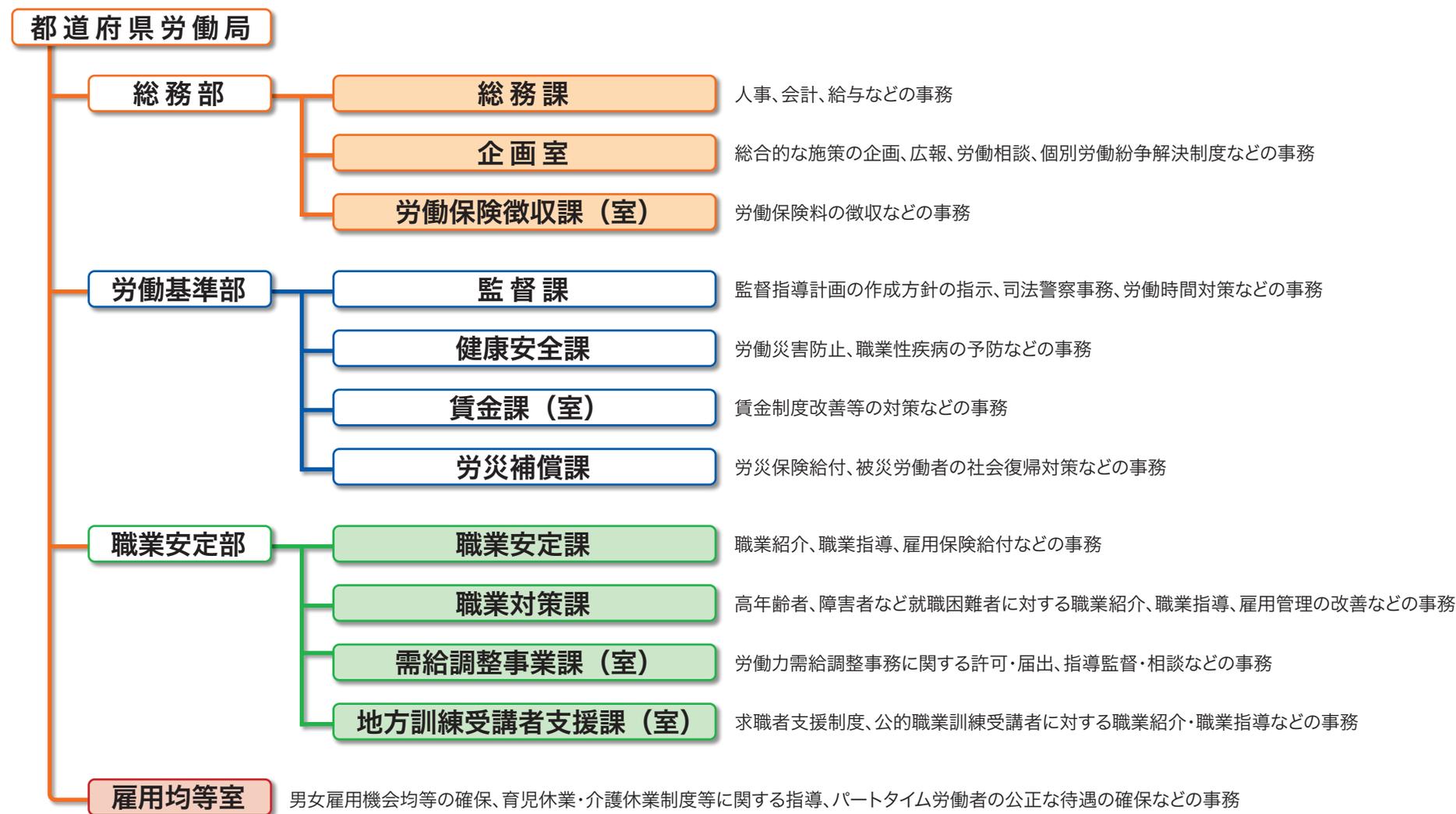
厚生労働省の組織について（概要）



都道府県労働局の組織と所掌事務

都道府県労働局は、各都道府県域を管轄として全国で47設置されています。

3部1室制を基本とし、各課・室の所掌事務は次のとおりです。

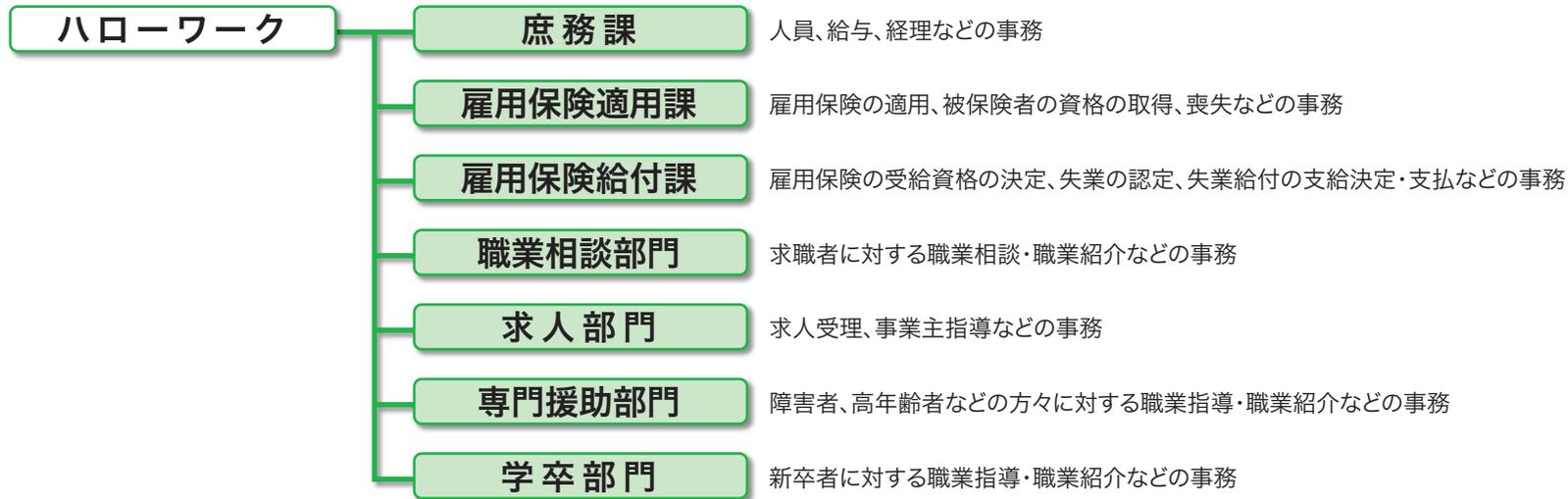


※1 実際の組織は、それぞれの労働局により異なります。

※2 このほか、需給調整事業課(室)に替えて、需給調整事業部を設置している労働局もあります。

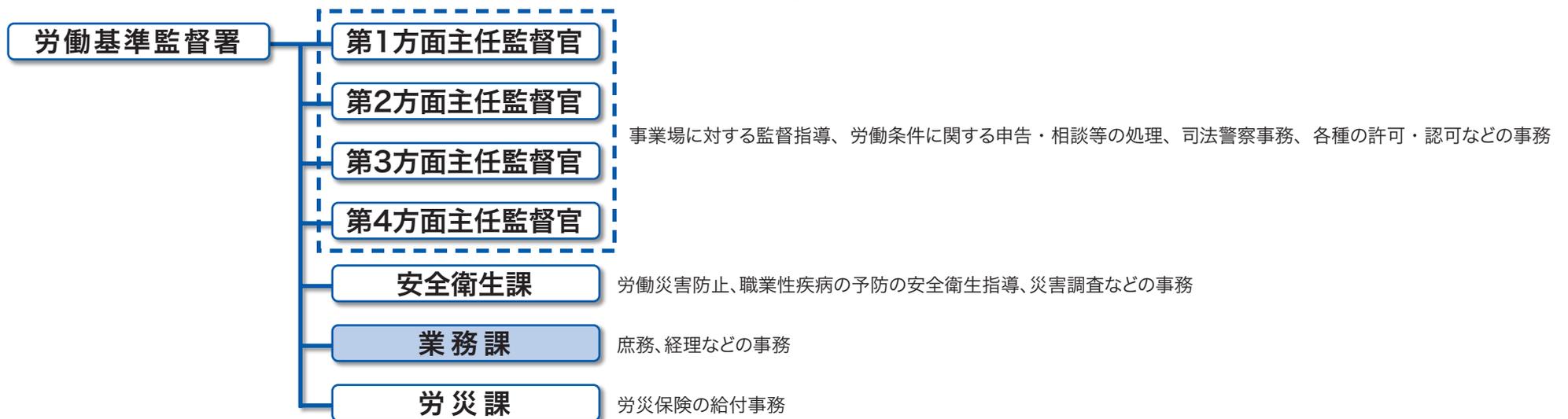
※3 が、配属される可能性のある部門です。

ハローワークの組織と所掌事務



- ※1 実際の組織は、それぞれのハローワークにより異なります。
- ※2 各課・部門に配属される可能性があります。

労働基準監督署の組織と所掌事務



- ※1 実際の組織は、それぞれの労働基準監督署により異なります。
- ※2 が、配属される可能性のある部門です。

入省後について

入省後の配属先について

原則として、労働局やハローワークなどで職業紹介業務、雇用保険業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等を行います。具体的には原則として以下の部署へ配属されます。

- ① 都道府県労働局総務部、職業安定部（※）、雇用均等室
- ② ハローワーク
- ③ 労働基準監督署（業務課）

※ 需給調整事業部が設置されている場合は、需給調整事業部も配属の対象となります。

入省後の配属先について

原則として、定期的（おおむね2年）な人事異動により、労働局・ハローワーク・労働基準監督署間の異動を含め、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等のさまざまな業務を経験し、労働行政全般についての知識を身につけていただきます。

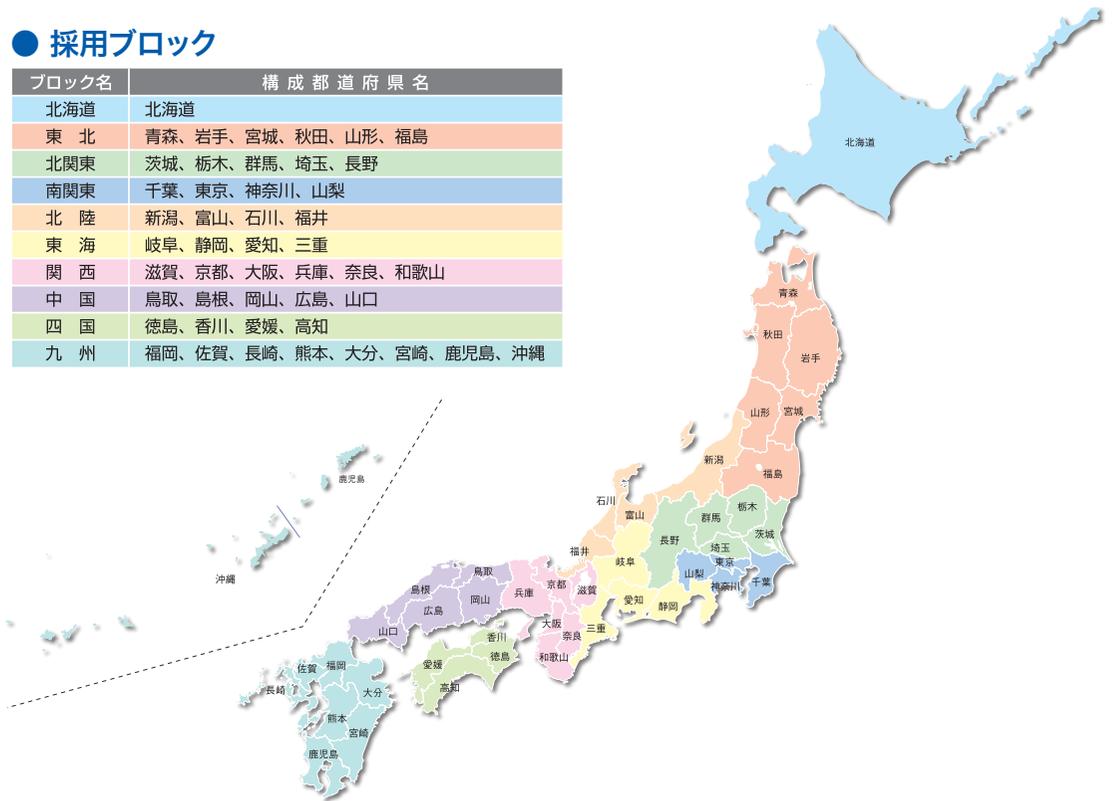
また、原則として（人事配置の都合による時期の変動等は起こりえますが）、入省後、本人が定着を希望する労働局（定着局）に2年配置され、その後、ブロック内の他の労働局を4年間で2箇所経験し、おおむね7年目以降は定着局に配置されます。さらに、労働局・ハローワークの幹部昇任時にもブロック内での他の労働局への異動（おおむね2年程度）を行うこととしています。ただし、他の労働局への異動時期に、育児、介護等の家庭の事情などがある場合には、本人の希望を尊重の上、異動時期などに配慮することとしています。

なお、本人の希望などにより、他のブロックや本省への転勤が行われることもあります。

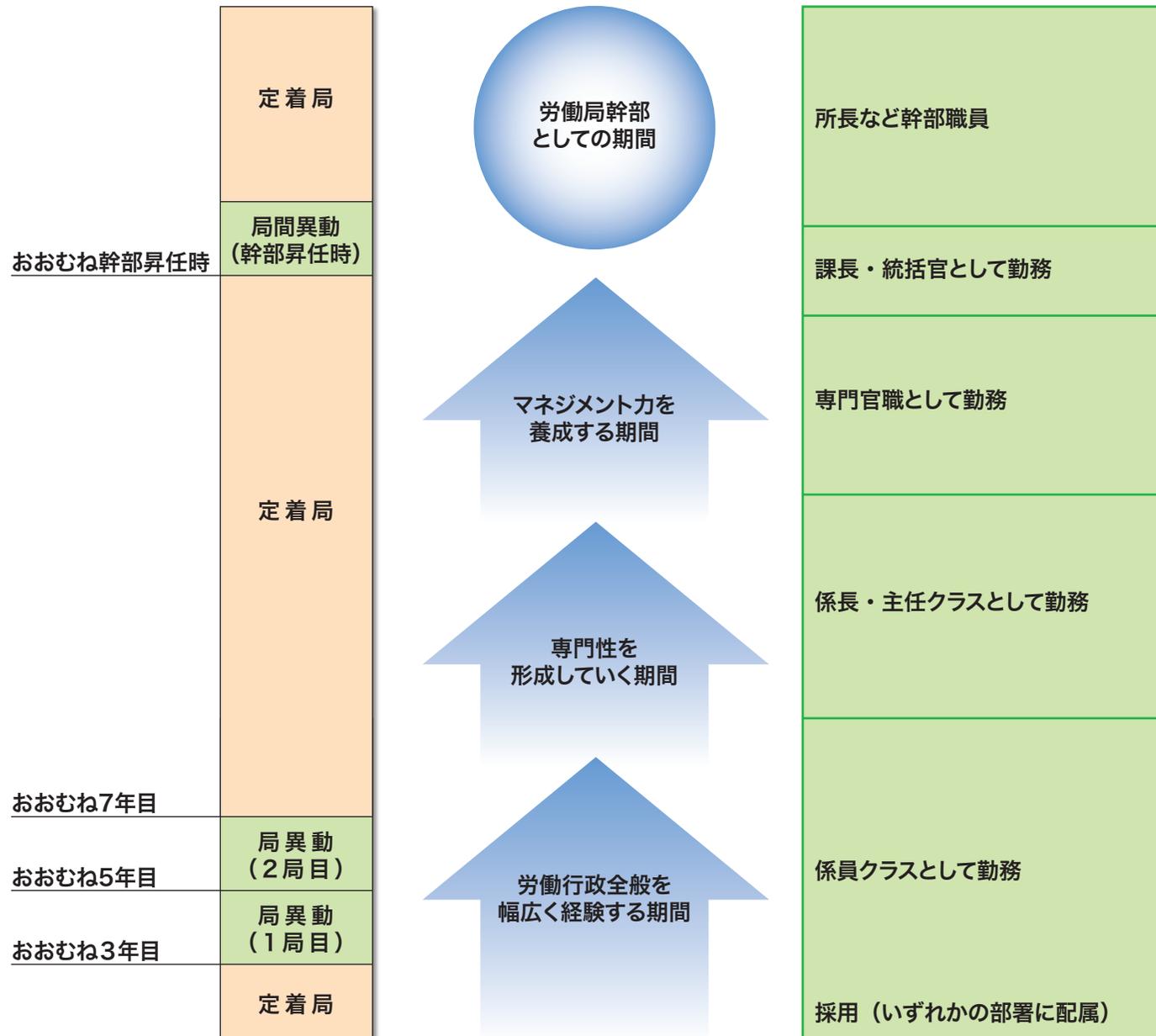
これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとして、ハローワークの窓口などでご活躍いただくことを期待しています。

● 採用ブロック

ブロック名	構成都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、長野
南関東	千葉、東京、神奈川、山梨
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



キャリアパスの例



注1

本キャリアパス例は、例示であり、具体的なキャリアパスは、労働局によって異なることがあります。

注2

労働局内の配置部署は、総務部（総務課、企画室、労働保険徴収課（室））、職業安定部（職業安定課、職業対策課、需給調整事業課（室）、地方訓練受講者支援課（室））、需給調整事業部が設置されている労働局にあっては需給調整事業部、雇用均等室

注3

労働基準監督署内の配置部署は、業務課

注4

ハローワーク内の配置部署は、庶務課、雇用保険適用課、雇用保険給付課、職業相談部門、求人部門、専門援助部門、学卒部門

ハローワーク職員の日

出会いの連続です

寺田 美希

ハローワーク大阪東
雇用保険適用課
(平成26年4月採用)



私は、現在、ハローワーク大阪東の雇用保険適用課に勤務し、主に窓口で事業主の方から、従業員を雇入れた時や、退職した時の雇用保険に関する届出を受理する仕事などを担当しています。

また、労働者である従業員ご本人が相談や制度に関する問い合わせのために来られることも多く、様々な出会いの連続です。

時には戸惑うこともありますが、困ったときや迷ったときには先輩職員が必ずサポートしてくれ、利用者との対話を大切に、毎日生き生きと仕事ができていると感じています。

人との出会いを大切にしながら、労働局でいっしょに働きましょう。



8:30

「おはようございます!」ハローワーク内に気持ちの良い挨拶が飛び交います。仕事を始める前に事務処理に必要な物品の補充や一日のスケジュール確認を行い、業務がスムーズに行えるように準備が整ったら、メールチェック、郵送で提出される書類の受理などを行います。



17:15

「おつかれさまでした!」業務はなるべく勤務時間内に終わらせます。上司や同僚と1日の出来事を報告しあい、不安や心配事を残さないようにしています。おかげで、退庁後の時間も充実して過ごせます。

10:00

雇用保険制度等に関する各種手続きや相談のため窓口に来られる方一人ひとりに応ずるほか、電話での問い合わせにも対応しています。判断に迷った時は、速やかに上司に報告や連絡、相談し、正確な対応ができるよう心掛けています（初めは雇用保険等に関する知識が無くても、仕事をしながらどんどん吸収していくことができます）。



12:00

ハローワークの窓口はお昼の時間でもあいているため、交替で休憩をとっています。同僚とおしゃべりをしながらお弁当を食べる時間が、午後からの業務に向けての元気をくれます。



14:30

交替で案内コーナーの受付業務を担当します。ハローワークには利用者が日々様々な目的でいらっしゃいます。皆様の来所の目的をおうかがいし、適切な担当窓口へご案内する必要がありますので、自らの担当業務以外にも関心を持ち、広い視野を持つことが大切です。



人と仕事を結ぶ プロセス

天野 順治
広島労働局職業安定部
職業安定課長
(昭和 51 年 4 月採用)



私は、現在、ハローワークが行う職業紹介業務などの職業安定行政に関する指導を担当しています。

一言で職業安定行政と言っても、ハローワークの提供するサービスには様々なメニューや取組みがあります。ハローワークが利用者の状況に寄り添い、労働者の就職や企業の人材確保に結び付けていく支援の流れが円滑なものとなる様、維持向上させるための指示・助言などを日々行っています。

また、より効果的に就職や人材確保に結び付けるためには、その地域のハローワークごとに、その状況や特徴、課題を理解し、地域の雇用情勢を掴むことも大切です。若者や高齢者に対する雇用対策など、地域の実情に合った業務を構築するとともに、地域の自治体とも連携して、若者、女性、高齢者、障害者など働く希望のある全ての方々に安定した職業、安心した生活を保障することも重要な役割であり、やり甲斐のある業務です。

人と仕事を結ぶまでのプロセスは、実に手応えのある業務です。ともにチームの一員として働いてみませんか。お待ちしております。

やりがい 感じられる職場

木村 剛
豊橋労働基準監督署
業務課長
(昭和 62 年 4 月採用)



労働基準監督署では、労働者の方々が安全で健康に働くことができる職場づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働条件の確保・改善、最低賃金制度の適切な運営、及び労災補償対策の推進を掲げて、方面（監督）では労働基準法、安全衛生課では労働安全衛生法、労災課では労働者災害補償保険法をメインの法律として業務にあたっています。

その中で私の所属する業務課は、日々の業務に取り組んでいる署職員の服務管理や健康管理、署内における庶務的な事務全般を行っています。労働局は、労働行政の第一線としてのやりがいを感じられる職場です。皆さんと一緒に仕事ができることを期待しています。

発現！チーム力！

光永 圭子
富山労働局雇用均等室
雇用均等室長
(昭和 63 年 4 月採用)



皆さんは「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「仕事と子育て・家族の介護との両立」「女性の活躍」「パートタイム労働」などの用語を聞いたことや興味がありますか。

これらの問題について、法律の権限を持って、労働者の相談を受けることや、事業主を指導して法に基づく是正を図ることを、私たち雇用均等室は日々行っています。

それぞれ事情の異なる労働者や事業主の話をお聞きすることや、それらを踏まえた上で法律を説明し御理解を求めることは、常に困難を伴いますが、若手職員のストレートな切込みや、経験豊富な指導官の重厚で粘り強い説明など、職員ひとりひとりが個性を如何なく発揮し、チーム力でこれらの困難を乗り越えていきます。

男女ともに仕事と家庭を自然体で両立でき、意欲的に働き続けることのできる雇用環境の実現に向けて、皆さんの若い力に期待しています。一緒にがんばっていきましょう。

労働局の屋台骨を支える 重要な仕事です

山本 恭徳
福井労働局総務部総務課
総務課長
(昭和 54 年 12 月採用)



都道府県労働局総務部は、主に総務課、企画室、労働保険徴収課（室）で組織されています。

総務課では、職員の採用、人事・給与等に関する事務や、労働局全体の事務全般を担当しています。

企画室では、労働局の広報や各種施策に関する総合的な調整、情報公開請求や総合労働相談、個別労働紛争解決制度に関する窓口業務を担当しています。

労働保険徴収課（室）では、労働保険料等の適正な納付、労働保険の未手続事業場に対する加入促進等の業務を担当しています。

総務部の仕事は、法令等のルールに基づく正確な事務処理と的確・迅速な判断対応が求められ、労働局という組織の屋台骨として、円滑な行政運営を支える重要な役割を担っています。

総務部は若い職員も多く、日々活発な意見交換が行われ、皆それぞれの仕事に誇りと使命感を持って仕事をしています。

労働行政は、国民生活に密着した、公務員としての「やりがい」や「生きがい」を感じとれる職場です。

「世のため人のために、社会で役に立てる仕事をしたい」と熱い思いをお持ちの皆さん、是非、労働局でその思いを実現してみませんか？

先輩からの Message

地方局採用の本省勤務職員より

やりがいあります！
おすすめします！

荒川 涼
職業安定局総務課
人事給与第二係
(平成 22 年 4 月採用)



私は、平成 22 年に都道府県労働局に採用され、ハローワーク大宮で庶務業務を 1 年、雇用保険業務を 2 年間経験し、平成 25 年 4 月からは本省での業務に従事し、現在に至ります。

本省で最初に配属された大臣官房地方課では、職員が働きやすい環境をつくるため、関係部署との調整業務に従事しました。具体的には、本省が労働局やハローワークに対して業務指示を行う際、その指示内容について労働局やハローワークが円滑に業務を実施できるよう調整を行うなど、本省として成し遂げたい目標と現場の体制などを踏まえた実情との調整を行いました。

また、現在配属されている職業安定局総務課では、人事業務に従事しています。人事業務は多岐にわたりますが、特に採用活動の一環で受験生に業務説明を行う際には、労働局と本省両面での経験から、国民 1 人 1 人の職業人生と一緒に考える現場ならではのやりがいや、全国的な課題解決のため統一的指示を行う本省ならではのやりがいなどを、自分の言葉で熱く受験生に伝えることを心がけています。

労働行政は、国民生活に直結する業務が多く、責任重大ですが、それ以上にやりがいがありおすすめです。ぜひ一緒に将来の労働行政を担って行きましょう！

国民一人ひとりに 寄り添う行政

千葉 敏磨
石巻公共職業安定所長
(昭和54年4月採用)



現在の勤務地は、東日本大震災の最大の被災地「石巻市」です。震災直後は、庁舎を被災者に開放した外、被災離職者対応等の膨大な事務量を全国の職員の協力により乗り切ることができました。現在でも、被災離職者からは「親身になって相談してくれた」、事業所からは「雇用維持ができた」と多くのお礼の言葉を頂戴し、あらためて一人ひとりに寄り添うことの大切さを感じています。

私は長年、全国的に低い水準にあった新規高卒者の就職改善を職業生活の命題と決めていました。労働局から宮城県庁に出向していた折、リーマン・ショックで雇用が悪化し、新卒者の就職もより厳しくなりました。この時は県職員の立場で労働局・ハローワーク等と連携して様々な取組を推進し、その取組内容が報道で紹介されたこともあります。相当時間も要しましたが、やっと成果が表れてきており安堵しています。

ハローワークは、取組の成果が見えるやりがいのある職場と振り返っていますが、窓口業務は多岐にわたり、まだまだ随所に工夫が必要です。

あなたの知恵や知識を労働行政で活かしてみませんか？

大きな喜びや達成感が 得られる職場です！

比嘉 直敏
那覇公共職業安定所
就職促進指導官
(平成15年4月採用)



ハローワークでは、仕事を探している方（求職者）への支援や、従業員採用を考えている会社（求人者）への支援、その他、仕事を退職した方々への失業給付の支給等、労働行政に関する業務を行っています。

これまでの経験では、採用が決まらず自信をなくしている求職者の方へ職業相談等の支援を行い、その方が希望する会社へ採用をお願いしたことがあります。満足のいく結果が得られない場合もありましたが、採用されて、後日お礼の言葉を求職者の方や会社の方から頂いた時は、この仕事をして良かったと思いました。

ハローワークは、人と接する業務が主になります。日々悩む場面もありますが、それ以上に人と接することで大きな喜びや達成感が得られる職場です。

ぜひ、労働局と一緒に働きましょう！

「働く」ことの お手伝い

橋本 光敏
滋賀労働局総務部労働保険徴収室
徴収第二係長
(平成6年4月採用)



皆さんは小さい頃、将来どんな仕事に就きたいと考えていましたか？そして今、どんな仕事に就きたいと考えていますか？

私が勤務してきたハローワークには、これから仕事に向かう希望を持った方々がたくさん来られます。抱えておられる事情は様々です。将来の夢に向かって第一歩を踏み出したい方、生活に困っている方、障害があり就労に困難を抱えている方、子供を抱えて一生懸命に生活されている方など、皆さんそれぞれに事情が違います。その方々の希望と要望に寄り添い、「働く」ことでより良い人生を実現してもらえるようにお手伝いをすることが私たち労働局の仕事です。

人生80年として、そのうち40年前後を過ごす場所を決める大事な選択に寄り添うこと。

こんなやりがいのある職場で、あなたの力を生かしてみませんか？
あなたを待っている先輩がたくさんいます。労働局と一緒に考え、悩み、解決し、笑顔で充実した日々を過ごしましょう。

一緒に働ける日を 楽しみにしています！

福富 弘崇
島根労働局総務部労働保険徴収室
厚生労働事務官
(平成26年4月採用)



私は現在、労働保険徴収室で労働保険の徴収業務を担当しています。私が主に担当しているのは事業主に対する労働保険料の納付指導です。期限内に保険料を納めることができなかった事業主に対して保険料を納付して頂くよう、支払計画についての相談や自主納付の指導を行っています。

また、納付が滞っている事業主に対しては財産の差押えを行うこともあります。このような時には厳しい対応を取らざるを得ない徴収業務ですが、例えば、自分が提案した支払計画に対して事業主からの理解が得られ、「分かりやすく計画してくれてありがとう」の言葉を頂き、その後、計画通りに納付してもらえた時などは、とても嬉しく、また、もっと頑張ろうと思えるやりがいのある仕事です。

ぜひ皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

トラブル解決の お手伝い

片山 健治
埼玉労働局総務部企画室
労働紛争調整官
(平成10年4月採用)



「おかげさまでトラブルが解決しました。本当にありがとうございました。」
あっせんの申請人から感謝されるときが、日々の業務の中でやりがいを感じる瞬間です。

労働紛争調整官として、弁護士などのあっせん委員と一緒に、申請人から職場内であったいじめ・嫌がらせなどについての事情を聴きます。申請人は職場内であった辛い出来事を切々と訴えます。その後、被申請人（主に会社側）から事情を聴きます。双方が感情的になっていることもあります。主張を確認する中で感情をほぐしていくなど、進行が滞ることのないよう心がけています。

このように事情聴取を繰り返し、補償金の支払等の解決策を見出すのがあっせんの仕組みです。申請人側が「裁判に訴える!」と思っても手続きは簡単ではありませんので、労働基準法などの法違反とはいえない、労働者と使用者との個別紛争は増加傾向にあります。その中で、紛争を少しでも解決できるよう、日々、相談者からの声に耳を傾けています。

新卒で労働行政を目指す方はもちろんのこと、民間等の経験がある方も自らの社会人経験を生かすことができる職場ですので、ぜひ、やりがいを感じながら一緒に働いてみませんか。

充実感のある職場です

松浦 健太
静岡労働局雇用均等室
厚生労働事務官
(平成20年10月)



雇用均等室に配属され、2年が経ちました。私は現在、パートタイム労働法と次世代育成支援対策推進法を担当しています。雇用均等室は各都道府県に1ヶ所のみで配属人数も少なく、配属当初に当該法律の主担当が自分1人と知った時は不安でしたが、周りの上司や先輩の力を借りつつ業務を遂行しています。

私の担当する法律は共に、平成27年4月に改正法が施行され、平成26年度はその周知のための説明会や個別の相談対応を行いました。法改正は企業も対応に不安があるため、自分の説明で法改正の中身を理解していただけたときは、自分が工夫して説明した内容が相手に伝えることができた安心感と企業の不安を解消することができた充実感により、やりがいを感じます。

雇用均等室は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の業務にも携わっています。女性の活躍推進や子育て支援、短時間労働者の待遇改善は世間の関心も高く、寄せられる期待の大きさをを感じる職場です。

充実感をもって働きたい方はぜひ雇用均等行政にチャレンジしてみてください。

採用後の処遇について（よくある質問）

Q 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

A 特別な知識は採用時には必要ありません。
しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられない日はないと言ってもいいほどですから、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q 研修制度について教えてください。

A 採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。
その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q 給与等について教えてください。

A 初任給は、一般職試験（大卒程度）採用の場合 174,200 円、一般職試験（高卒程度）採用の場合 142,100 円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。
その他、大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%～20%の地域手当が加算され、通勤手当（最高限度額1ヵ月当たり 55,000 円）、住居手当（最高限度額1ヵ月当たり 27,000 円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

Q 人事異動はありますか？ また、その際は転居を伴いますか？

A 2～3年くらいの割合で人事異動があり、労働局・ハローワーク・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。
また、採用ブロック内で都道府県をまたぐ労働局間の異動は合計3回程度（採用後おおむね7年目までに2回、おおむね幹部昇任時に1回）でそれぞれ2年程度経験していただく予定です。この際、異動先によっては転居が必要となる場合があります。

Q 宿舎へは入居できますか？

A 独身者用宿舎または世帯用宿舎に入居することができます。戸数に限りがあるので、民間アパートなどの使用をお願いする場合があります。（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給）

Q 休暇等について教えてください。

A 休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、4月～12月までの間に15日間の取得が可能です。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引など）及び介護休暇があります。
また、仕事と子育てを両立するための支援制度もあります。

Q 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

A 出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、育児時間を取得できる制度もあります。

問い合わせ先（平成27年度）

1 採用手続などに関する問い合わせ先（総務部総務課）は次のとおりです。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号	労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎9階	011-709-2311(代)	愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0264
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8833(代)	大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6482
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6200	広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9241
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階	03-3512-1600	香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8915
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500	福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階	092-411-4861

2 上記以外の労働局は次のとおりです。なお、次の労働局でも問い合わせを受け付けています。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号	労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4111	京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3001	兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14階	078-367-9000
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6681	奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8221	和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5階	024-536-4617	鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番地9	0857-29-1700
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎	029-224-6211	島根	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7005
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎4階	028-634-9110	岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
群馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5000	山口	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311	徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階	045-211-7350	愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5200
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2727	高知	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6021
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	0952-32-7155
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2655	長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0020
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2850	熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1701
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-223-0550	大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-3211
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058-245-8101	宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6317	鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8275
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2105	沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4003
滋賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6647				



ひと、くらし、みらいのために